

(1) 除草剤使用上の留意点

果樹園においては、下草を全く生やさない清耕栽培、下草を積極的に利用する草生栽培、稲わらなどによるマルチ栽培又はこれらの組合せなど各種管理が行われている。したがって、除草剤の使い方もそれぞれに異なる。

ア 除草剤使用の考え方

(ア) 清耕栽培における完全除草

雑草発芽前又は発芽初期には土壌処理剤を使用して発生を抑制し、雑草発生期には茎葉処理剤を使用して完全除草を図る。

(イ) 草生栽培(雑草草生を含む)における刈取り代用

刈取り同様再生を必要とするので、茎葉処理剤のうち接触型のものを使用する。

(ウ) 天敵生物温存にむけた草生栽培(株元草生栽培を含む)

天敵生物温存のために園内に雑草を残す場合、除草剤は使用せず、くるぶし丈程度の機械除草とする。なお、雑草に寄生していた害虫が対象果樹へと一斉に移動することを防ぐため、雑草を伸長させてから刈ることは避け、こまめに管理する。

(エ) 部分マルチ、部分草生の除草

裸地部分については、清耕栽培に準じて完全除草する。

イ 除草剤使用上の留意点

- ・永年生作物であるため累積による薬害が懸念される場合もあるので、薬剤の選択と連用には注意する。特に土壌処理剤は、年間1～2回の使用にとどめる。
- ・同一薬剤でも土質、樹種、樹齢などによって薬害の発生程度が異なる。特に幼木では、注意が必要である。
- ・果樹及び防風樹などの枝葉に散布液がかからないようにする。
- ・その他、適期に散布すること、適量を均一に散布すること、散布後の気象条件に注意すること。散布器具の洗浄などについては、畑地の場合に準じる。
- ・除草剤は剤ごとに使用基準回数が定められているので注意する。
- ・また、除草剤の成分ごとにも使用基準回数が定められているので、体系処理で複数の除草剤を使用する場合には個々の成分の使用回数及使用基準回数を超えないように注意する。